

◎児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・11（監）</p> <p>別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>737単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>625単位</u></p> <p>（ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,444単位</u></p> <p>（ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>737単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p>	<p>1・11（監）</p> <p>別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>730単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>（イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>619単位</u></p> <p>（ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,430単位</u></p> <p>（ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>730単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p>

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737単位
- (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 737単位
- (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 619単位
- (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 557単位
- (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 539単位
- (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 521単位
- (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 503単位
- (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 486単位
- (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 467単位
- (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 465単位
- (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 464単位
- (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 462単位
- (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 460単位
- (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 458単位
- (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 454単位
- (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 451単位
- (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 447単位
- (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 444単位
- (21) 入所定員が191人以上の場合 441単位
- ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 536単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 940単位
- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 730単位
- (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 730単位
- (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 613単位
- (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 551単位
- (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 534単位
- (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 516単位
- (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 498単位
- (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 481単位
- (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 462単位
- (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 460単位
- (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 459単位
- (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 457単位
- (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 455単位
- (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 453単位
- (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合 449単位
- (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合 446単位
- (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合 443単位
- (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合 440単位
- (21) 入所定員が191人以上の場合 437単位
- ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

- ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 891単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 607単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,436単位
- （ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設

- ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 882単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 601単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 601単位
- （ロ） 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,422単位
- （ハ） 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- （イ） 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設

- 設であるとき 504単位
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,058単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 462単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 877単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 431単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 801単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 402単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 676単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 676単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を

- 設であるとき 499単位
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,047単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 457単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 868単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 427単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 793単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (㉔) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 398単位
- (㉕) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 669単位
- (㉖) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 669単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 (当該指定入所支援を

行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単
独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

- 601単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 556単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 493単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 479単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 464単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 448単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 433単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 417単位
- ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対
し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 891単位
- 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 626単位
- 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 626単位
- 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426単位

行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単
独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

- 595単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 550単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 488単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 474単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 459単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 444単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 429単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 413単位
- ニ 主としてろうあ児(強度の難聴児を含む。以下同じ。)に対
し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 882単位
- 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 620単位
- 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 665単位
- (3) 入所定員が10人の場合
- ↳ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施
設であるとき 620単位
- 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,412単位

- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
672単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
505単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
1,050単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
672単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
465単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
875単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
672単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
428単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
756単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
672単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
405単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
665単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
500単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
1,040単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
665単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
460単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
866単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
665単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
424単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき
748単位
- ㊨ 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき
665単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- ㊦ 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき
401単位
- ㊧ 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

672単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

672単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

598単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合

553単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合

490単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合

476単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合

462単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合

446単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合

431単位

(15) 入所定員が91人以上の場合

416単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）

に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合

712単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合

703単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合

691単位

(4) 入所定員が71人以上の場合

678単位

注1～10（略）

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

665単位

(㊦) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

665単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。)

592単位

(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合

547単位

(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合

485単位

(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合

471単位

(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合

457単位

(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合

442単位

(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合

427単位

(15) 入所定員が91人以上の場合

412単位

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）

に対し指定入所支援を行う場合

(1) 入所定員が50人以下の場合

705単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合

696単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合

684単位

(4) 入所定員が71人以上の場合

671単位

注1～10（略）

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に並び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3～11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

321単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

147単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

875単位

ロ 指定医療機関の場合

害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に並び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3～11 (略)

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合

(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

318単位

(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

146単位

(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

867単位

ロ 指定医療機関の場合

<p>(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 <u>123単位</u></p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 <u>875単位</u></p> <p>注1～6 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 <u>122単位</u></p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 <u>867単位</u></p> <p>注1～6 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
---	---

